

## 日独社会保険技術交換計画に 参加して

厚生省保険局国民健康保険課長 古川貞二郎

昨年10月下旬から11月上旬にかけて、日独社会保険技術交換計画により西ドイツ各地をまわり交流を深めた。一行は、健康保険組合連合会の野海理事に労働省職業安定局の秀島業務課長、それに私の3人。

10月19日、颶風に追いたてられるように成田を発ち、フランクフルトを経てライント急でポンにはいった。ポンでは、連邦労働社会省の国際課、第5局(疾病保険関係)、第2局(失業保険関係)の幹部と意見交換を行ったほか、連邦青少年家庭保健省、連邦地区疾病金庫(連合会)を訪問し、実情を伺った。

次にポンに近いケルンでは、フォードの自動車工場で企業疾病金庫と企業内職業訓練の実情について興味深い説明を受けた。更に近くのエッセンでは、市の職業訓練センターを見せていただいた。

西ベルリンにとび、連邦社会保険庁とベルリン地区疾病金庫の本部および支部を訪ねた。なお西ベルリン滞在中、バスで東ベルリンに出かけた。

更にニュールンベルグにとんで、連邦雇用庁およびニュールンベルクリハビリセンター、それに市の社会福祉事務所でいろいろお話を伺い、訓練の実際などもみせていただいた。最後の訪問地ミュンヘンまでは汽車で行き、ジーメンスの企業疾病金庫を訪ねた。

さっとこのような行程で西ドイツ国内をとびまわったわけであるが、休日などは、西ドイツ政府のご配慮で古城を見学したり、音楽やオペラを観賞するなど、東京での日頃のガサツな生活ぶりとおよそかけはなれた世界にひたること

ができ、心がなごむのを覚えた。

この技術交換は昭和39年にはじまり、今回で15回を数える。このたびの参加を通じてお会いした方々の中にも、かつて技術交換で来日され、あるいはわが国から関係者を迎へ、そのために日本をより深く知るようになったという方々が少くない。

連邦労働社会省の国際課長 Echterhölder 博士も、そうした中の一人であり、かつて来日されたことがある。

お宅にお招きを受け夫人があまりに日本のことにくわしいので、一緒にされたのかと思うと、さにあらず、どうやら氏は、日頃繰り返し繰り返し日本の印象記を奥様に口述しておられるように思われた。氏が私ども以上に日本各地の習俗などにくわしいことは一つの驚ろきであったが、同時にまた大変嬉しいことであった。

氏がかつて日本政府の担当者に案内されてある博物館を訪れた際の話は、私にとってとりわけ興味深いものだった。それは時間がズレ込んで閉館まであと20分余りしか残っていなかつたのに、担当の方は「まだ20分ある。さあ、はいりましょう。」と促がされたとか。博物館見学には20分はどう考えてみても「もう……しかない」であるべき筈のところ、「まだ……ある」ときたことに氏は強烈な印象をもったらしい。

少し時間がズレただけで、ゆとりがなくなるような過密ダイヤをくみ、何がなんでもそのスケジュールを消化しなければ止まんという不退転の決意——それがなんとかして相手に喜んでもらおうという旺盛なサービス精神、ややひとりよがりではあるが、とてつもない親切心から出たものであることを、氏はあたたかくよみとっているかのように朗らかな笑声をたてられた。氏はそこに日本人の典型をみたのではなかろうかなどと私は思ったりした。これこそまさに私のひとりよがりかもしれないが……。

いずれにしても今回の旅行は、私にとってきわめて意義深いものとなった。それは、同行お2人のお人柄、健保連石本社会保障室長の綿密なスケジュール

作成、西ドイツ大使館の古瀬書記官らの日程等の調整、西ドイツ政府のご協力などによることはいうまでもない。同時に古瀬書記官に推せんしていただき、通訳の労をお願いした山根女史に負うところも大きいように思われる。

通常の場合、前日皆んなで質問項目の打合せを行ったが、女史は遅くまで資料に目をとおし、要点をチェックするなど周到な準備をされたようである。当然だといえばそれまでかもしれないが、大いにたすかったことは事実である。また食事にあたっては、自らの体験と案内書から手頃な店を選びだし、注文時にはこまかく吟味してくれた。おかげで一般にそう高い評価を受けていいるとも思われないドイツ料理が大変おいしくて、旅行中ややふとった程である。もっともある先輩にこの話をしたら、「要するに君が味の音痴だということを示すものではないのかな。」と軽く片づけられてしまった。

今回の交流を通じて最も印象に残ったのは、西ドイツの疾病保険関係において「自主管理の原則」が徹底していることである。この原則については、疾病金庫の関係者から異口同音に発せられたといってよい。疾病保険の財源についていえば、原則として被保険者と事業主が負担する保険料でまかなわれている。もっとも連邦等の補助がないわけではないが、わが国の保険財政に対する助成とは少し性格がちがうようである。たとえば学生の保険料（連邦教育奨励法による奨励金の5%）に対して一定額の補助がなされていたり、出産手当金について1件あたり400マルクの補助が行われている。また、農業者疾病保険における老齢引退者とか、鉱山労働者、障害者などについても補助がなされている。これらはわが国でいえば、いわゆる公費負担制度の範疇に属するものようである。たとえば出産手当金は、母性保護法の内容を疾病保険制度を通じて実施する趣旨によるものである。年金受給者（原則65歳以上）の場合などは、年金保険財政からの繰り入れがなされているが、これもいわゆる国の助成とは趣を異にしている。これに対してわが国の場合には、国庫に依存する度合が非常に大きい。たとえば私が関係している国民健康保険では、医療費総額のほぼ48.5%，1979年度で1兆9,500億円の国庫負担を行っている。「国庫補助導入

の要望はないのですか」と聞いたら、「そのような要望はないし、むしろ公費導入はさるべきと考えている」ということであった。要するに、疾病金庫は完全な自主管理の原則で運営されており、仮に公費導入を図ったとしたら、公の介入を招き、自主管理ができなくなるおそれがあるということらしい。

これにはドイツの国家形成の背景とか、いわゆる国情の相違、国民性、産業経済、行財政制度など諸々の要因があるわけであり、わが国とは背景、事情が異なるので、一概にどうこういえる性質のものではないが、公の介入を排し、自主管理を貫ぬこうという姿勢は強く印象に残った。しかし、公の補助に対する考え方方が今後とも不变であるかどうかについては疑問がないわけではない。保険財政が悪化すれば保険料を引き上げることで対応せざるを得ないといふものの、現実には個々の疾病金庫についてみれば、病人が多いところもあって対応が困難になってきているところもあるようである。これに対する各疾病金庫間の財政調整で対応していくといっているが、実際に財政調整を行っている例は、わずかに2つの州において同業者疾病金庫間でみられるに過ぎない。

医療費の増嵩により保険財政が益々苦しくなっていった場合、公の補助に対する期待がでてこないかどうか、おしなべて社会保険関係者といつても立場立場で微妙な違いがあるのではないかから、本音はどうか、被保険者自身の声もききたいものだと思ったことであった。農業者や鉱山労働者に対する補助額が増大している事実をみれば、いろいろ理屈はあるかもしれないが、保険財政の厳しさと無関係ではあるまいと思われる。要は補助自体に問題があるというより、それが自主管理の崩壊につながることに問題があるのだろう。

公の介入を極度に嫌う気持ちからすれば、1977年の疾病保険費用抑制法の成立を関係者はどう受けとめているのだろうか興味深い。

この法律は、医療費の増嵩に歯どめをかけることを最大の目的としており、そのため医師に対する報酬を制限し、薬剤費等の抑制を図ることなどを内容としたもので、成立に際しても連邦議会の内外で大論争を巻き起こし、結局、世論の支持などもあり、わずか一票の差で連邦参議院を通過するというきわど

いものであった。

この法律の内容については、すでに多くの雑誌等で紹介がなされており、省略することとするが、この法律の制定が疾病保険財政の悪化に歯どめをかけることになるのかどうか、この法律をめぐる評価については、関係者の間で微妙に意見が分かれているように見うけられた。

たしかに最近、医療費の伸びや疾病保険財政には好転の兆がみられる。たとえば1974年75年には、疾病保険の費用の伸率が15%ないしそれ以上であったものが76年には9.2%，77年には4.6%，78年の予測値では5.7%となっている。連邦政府ではこれら的情勢から問題はあるとしつつもこの法律にかなり高い評価を与えていた。これに対し、疾病金庫の関係者になると、その効果は法施行前1976年、77年に疾病金庫と保険医協会との合意で開業医の診療報酬や薬剤の総額に制限が加えられることなどにウエイトがあるとみているようである。立法化を推進した連邦政府関係者と自主管理の建前を崩したくない疾病金庫関係者で見方に差がでてくるのはけだし当然というべきであろう。

ただ私どもが話をかわした関係者で一致していることは、ニュアンスの差はあるものの、この法律の心理的効果は等しく認めていることである。ただし、この法律によって医療費の増嵩が将来にわたって抑制されるとは誰もみていまいように思われる。

この法律が病院を対象に加えていないことも含め、今後予想される医療内容の高度化、薬剤価格の上昇、医師数の増加、医療従事者的人件費のアップ等の状況から見て、医療費の動向に大きな危惧を抱いていることは事実である。

いずれにしても西ドイツにおける今後の医療費の動向は、なかなか興味深い。

なおこのほか、企業内職業訓練あるいは職業教育の実際などをみて、わが国とくらべて国情の違いがよくでて興味深いものが多かったが割愛することしたい。

ともあれ技術交換計画により交流を深めることの意義は、有形無形非常に大きなものがあるようと思われる。末長くこの計画が両国の社会保険の進展ひい

ては両国民の親善に寄与することを心から期待したい。

